



基本施策 4-1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策55

適正な開発事業の誘導

■めざす姿(施策の目的)

市民・事業者・市の協働により、府中市地域まちづくり条例及び土地利用方針等に基づく適正な土地利用及び周辺環境に配慮した良好な開発事業が進められ、地域特性をいかした住みよいまちづくりが行われています。

■現状と課題

府中市地域まちづくり条例に基づく住みよいまちづくりを進めており、今後も引き続き、地域の特性をいかしたまちづくりに取り組むことが必要です。特に、大規模な開発事業は周辺環境に及ぼす影響が大きいため、市民・事業者・市との協働により取り組むことが求められています。

■施策の方向性

- 大規模土地取引行為の動向を事前に把握し、土地利用方針に基づいた良好な開発事業の誘導を行うとともに、一定規模以上の開発事業については、景観や周辺環境への適切な配慮がなされた上で、事業地周辺の市民と事業者との協働によるまちづくりを発展させるなど、良好な地域コミュニティの形成に努めます。



景観協定に基づくまちづくり(新町2丁目)

■指標

指標名	基準値	目標値(R7)	指標の説明
開発事業と併せて地区計画等を決定した累計件数	19件(R2)	24件	府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業と併せて地区計画、景観協定等を決定した件数です。

■主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
開発誘導事業	大規模な土地に対する取引行為及び開発事業に対し、土地利用方針に基づいた良好な開発事業となるよう協議・指導を行い、府中市地域まちづくり条例に基づき、手続を行います。

■協働により推進したい取組

- 地域まちづくり条例や開発事業に関する指導要綱、開発事業まちづくり配慮指針等の理解・普及に関すること。

■SDGsとの関連

